

国立公園基本調査標準(抄)〔昭和28年10月〕

総則

一、国立公園の基本調査はこの標準に従って行い、調査図及び説明書を作成する。

二、基本調査は国立公園候補地の選定、公園区域の決定、公園計画の作成等に必要な事項であつて、次の各項ごとに調査し、公園計画策定の基本とする。

(一) 景観関係

(1) 地形

(2) 地質

(3) 地被

(4) 特殊景観

(二) 権利制限関係

(1) 土地所有別

(2) その他

(三) 産業関係

産業

(四) 利用関係

(1) 利用施設現況

(2) 利用者現況

(五) その他

三、前各項のほか区域及び計画の決定に必要な事務的資料(関係都道府県市町村の土地台帳、字図等)は必要に応じて調査する。

四、調査図及び説明書はすべて次の要綱に従って作成する。

(一) 調査の表示は調査図を主とし、簡易な説明は図上に記入する。

(二) 記入方法は別紙国立公園計画標準記号による。

(三) 説明書は調査図に記入できない事項を説明し、写真、図表等で調査図の補足とする。

(四) 調査図及び説明書は前述した調査要目の各関係の各項ごとに作成するのが原則であるが、調査地の状況によって位置図面が特に複雑となり、又は簡素に過ぎる時は適宜分割統合する
例えば権利制限図の中、鉱区関係が特に重要で有れば鉱区図として別図にする。

(五) 調査の範囲は公園予定区域に接する周辺部についても行い、公園計画作成の参考にする。

五、国立公園以外の自然公園調査についてもこの標準に準じて行う。

【一、景観関係】

一、地形

(1) 調査要目

景観型式	構成要素	
火山孤峰 火山連峰 火山群峰 カルデラ 火山性高地	円錐火山、鐘状火山、盾状火山、台状火山、塔状火山、臼状火山、溶岩地形、溶岩台地、溶岩浸食山地(集塊岩浸食山地を含む)、カルデラ壁(外輪山内壁)、カルデラ原、カルデラ湖、火口湖、火口原、火口原湖、火山性高原(火山の山腹、裾野等)	火口、火口丘、溶岩原、溶岩流、溶岩樹型、溶岩洞窟、溶岩隧道、風穴
構造山地孤峰 構造山地連峰 構造山地群峰 構造山地性高地 湖沼 渓谷瀑布 平原河川	隆起準平原、褶曲山地、地壘(断層山地)、地溝(断層帯状凹地)、断層盆地、氾濫原盆地、カルスト地形、雪(氷)蝕地形、堰止湖、断層湖、海跡湖、河跡湖、火口湖、火口原湖、沖積平原、扇状地、河成段丘	マール、池沼、化石(化石林)、断崖、岩峰、岩壁、岩柱、土柱、岩門、天然橋、V字谷、峡谷、渓流、滝、淵、瀨、瀨、湍、甌穴(ポットホール)、鍾乳洞、鍾乳石、石筍、ドリーネ、ポノール、ウパーレ、コックピット、ポリエ、カルレンフェルト、カール(圈谷)、U字谷、堆石丘、羊背岩、懸谷、賽の河原、(亀甲原を含む)
樹枝状海岸 鋸齒状海岸 軀幹海岸 半島 湾凹 内海多島 孤島 列島 群島	海蝕地形、溺谷、海成段丘、砂浜、砂嘴(礫嘴)、砂丘、三角州、岬角、入江、陸繋島、地塊裂島	海蝕崖、海蝕洞、海蝕棚(波蝕台地)、岩礁、潮吹穴、砂洲、中洲、三角石

(2) 作成要領

イ、ロ、省略

ハ、地形説明書にはその景観区を象徴する主要景観形式を調査要目によって説明し、次に景観形式を構成している要素の中特異性のあるものを要目に従って説明する。

二、地質

(1) 調査要目

構成岩質別		
種別	細分	
火成岩	噴出岩	安山岩、玄武岩、石英粗面岩、扮岩、石英斑岩、輝緑岩、集塊岩、火山岩層及火山灰等
	深成岩	花崗岩、閃緑岩、斑禰岩等
変成岩	結晶片岩、片麻岩、大理石、蛇紋岩等	
成層岩	頁岩、砂岩、礫岩、石灰岩、凝灰岩等	

成層岩 時代別地層			
代	紀		世
古生層	カンブリア紀層		
	シルリア紀層	オルドビス紀層	
		ゴットランド紀層	
	デボン紀層		
	石炭紀層		
	二疊紀層		
中生層	三疊紀層		
	ジュラ紀層		
	白亜紀層		
新生層	古	第三紀層	暁新層
			始新層
	新		漸新層
			中新層
第四紀層		鮮新層	
			洪積層
			沖積層

(2) 作成要領

イ、ロ、ハ、省略

ニ、説明書には景観区の特徴となる地質につき詳述し、調査要目に例示のない場合は、別に凡例を示して説明する。

ホ、成層岩は凡て地質時代の説明を要するが、火成岩でも噴出時代の判明するものは、要目の時代別表による。

三、地被

(1) 調査要目

喬林	矮林・竹林・灌木	その他
針葉樹林	矮林	湿原
広葉樹林	落広矮林	お花畑
落葉広葉樹林	常広矮林	原野（含牧場）
常緑広葉樹林	常落混交矮林	裸地・水面（内陸）
針広混交林	竹林	岩石地
針落混交林	灌木帯	農耕地
針常混交林	ハイマツ帯	聚落地
針落広常混交林		

(2) 作成要領

イ、縮尺五万分の一地形図に林相を主とし、要目に従い湿原、お花畑、草原、裸地等の景観要素を記入する。

ロ、凡例は、計画標準記号により主要樹種がわかるように番号、樹種を表示する。

ハ、お花畑や湿原等も代表的な植物の種類を例示する。

ニ、裸地は地学的に例示する。例えば 玄武岩の溶岩流 閃緑岩の岩脈 花崗岩の方状節理等露岩の種類及び現出状態を示す。

四、特殊景観

(1) 調査要目

地学景観	
構造（成因を示すもの）	自然現象
各種褶曲（背斜、向斜、横臥等） 各種断層（正、逆、垂直等） 整合、不整合、偽層、隆起、沈降、層理、節理、石理、波痕、漣痕、雨痕、岩株、餅盤、岩床、岩脈	噴火、噴泥、泥火山現象、噴泉、噴泉塔、噴気、地獄現象、間歇泉、温鉱泉、湧泉、瀑布、溪流、瀨、湍、渦流、潮流、波濤、潮吹現象、干満、積雪、雪田、雪渓、結氷、霧氷、雲海、一般気象、新緑期、開花期、紅葉期、候鳥渡来期
生物景観	
野生動植物	生物の特殊景観
獣類、鳥類、昆虫類、魚類、特殊植物	南限、北限、希少生物、遺存生物
文化景観	
社寺、教会、陵墓、霊廟、特殊建造物、史蹟、遺跡、聚落、農林業、漁業、放牧	風俗（行事、民謡、民芸）

(2) 作成要領

- イ、 五万分の一地図に地学景観、生物景観、文化景観等の主要なものにつき、計画標準記号を用いて図示する。
- ロ、 特殊生物は、代表種名と生態的特徴を凡例に オオミツナギドリ群棲 トキ蕃殖等のよう
に記する。
- ハ、 地学景観中構造に関するものは要目に従って説明する。

【二、権利制限関係】

一、土地所有別

(1) 調査要目

国有林（国有林その他の国有地） 公有地（県有地、市町村有地、部落有地） 社寺有地 私所有地
--

- (2) 作成要領
- 省略

二、その他

(1) 調査要目

砂防指定地、採石権設定箇所、鉱区（試掘、採掘、施工中の別）、温鉱泉に関する権利設定箇所 保安林、入会地、部分林、委託林、官行造林地、県行造林地、開墾制限地、火入許可区域 禁猟区、鳥獣捕獲禁止区域、猟区、鳥獣保護区、銃猟禁止区域、保護水面、主要な定置漁場及び区劃漁場 水利権設定箇所、河川法適用河川及び準用河川、堰堤所在地及び湛水面 発電箇所（使用水量、発電出力） 史蹟名勝指定及び仮指定地、天然記念物指定地及び仮指定地 指定港湾区域、都市計画区域及び風致地区、土地分譲計画地、開拓地、演習場等
--

- (2) 作成要領
- 省略

【三、産業関係】

(1) 調査要目

農林業関係	
林業地	その他
択伐作業地 皆伐作業地 矮林作業地（薪炭林）	農耕地 放牧地 採草地
水産漁業関係	
定置漁業、区劃漁業 採藻区域、塩田、養殖場	
鉱業関係	
鉱山 精錬所 採石地	
発電関係	
発電所、発電出力（最大、常時 KWH） 鉄管路及び導水管、堰堤、不定地堰堤、及び湛水面 送電線及び発電所	

(2) 作成要領

- イ、 省略
- ロ、 林業地では、林班小班、経営区、所管区域その他必要な事項を明らかにし施業案の決定しているものは施業種別を明示する。
- ハ、 説明書には産業の現況及び将来計画を説明し、公園の指定、計画、管理上支障となるべき産業との調整の見通しにつき詳細説明する。

【四、利用関係】

一、施設現況

(1) 調査要目

交通運輸施設
道路（国道、府県道、地方費道、市町村道、其の他の別、専用自動車道、林道）及び駐車広場 自動車その他に関する運輸事業 鉄道、軌道、索道 埠頭、棧橋、船溜 船舶運輸事業（航路及び連絡船等） 飛行場並びに航空機運輸事業 通信施設（郵便局、電話）
宿泊施設
宿舎（ホテル、旅館、ロッジ、簡易宿舎、山小屋、避難小屋） 野営場（天幕指定地を含む）
保健休養施設
園地（公共空地） 運動広場、テニスコート、スキー場、スケート場、水泳場、プール、船遊施設、釣魚場、ゴルフ場、乗馬場等
教化施設
自然博物館、植物園、野生動物園、水族館
衛生施設
簡易上下水道 公衆便所、公衆浴場 医療救急施設
その他の利用施設
管理所、案内所、売店 休憩舎、案内板その他簡易施設

(2) 作成要領

省略

二、利用現況

(1) 調査要目

利用者統計（内外人別）
年間利用者数 最盛期一日の最大利用者数 最大利用期間
消費額統計（内外人別）
年間利用者消費額 利用者主要消費地

(2) 作成要領

イ、省略

ロ、年間利用者数、一日最大利用者数、最大利用期間は公園予定区域、主要利用区域、主要利用地点別に表示する。消費統計も右に準ずる。

【五、その他】

調査区域関係市町村の概要（戸口、産業、財政等）その他必要な特殊事項

別紙 国立公園計画標準記号

省略